

## 第 33 期目録委員会記録 No.12

### 第 12 回委員会

日時 2012 年 4 月 21 日 (土) 14 時 ~ 17 時

場所：日本図書館協会

出席者：原井委員長、木下、河野、佐藤、鴫田、平田、藤井、古川、本多

<事務局>磯部

#### [配布資料]

1. [責任表示についてのメモ] (7 ページ-A4、木下委員)
2. 第 部 資料に関する記録 - ユニット D タイトル (基礎レベル) (3 ページ-A4、河野委員)
3. 注記について (版および書誌的来歴) (4 ページ-A4、平田委員)
4. 「第 部 典拠形アクセスポイント」草案作成作業のスケジュール (2012 年度) (1 ページ-A4、古川委員)
5. ユニット B およびユニット C に関する第 1 次案 (7 ページ-A4、古川委員)
6. 「Mapping of ISBD area 0 vocabularies to RDA/ONIX Framework vocabularies」 (10 ページ-A4、渡邊委員)
7. 「Translations of RDF representations of IFLA standards」 (9 ページ-A4、渡邊委員)
8. 第 33 期目録委員会記録 No.10 (案) (4 ページ-A4、事務局)
9. 第 33 期目録委員会記録 No.11 (案) (4 ページ-A4、事務局)

#### [報告事項ほか]

##### 1. 議事録の確認

第 10 回(資料 8)および第 11 回記録(資料 9)について確認し、誤字等の修正を行った。

##### 2. 委員の交代

高橋委員が異動のため退任することになり、後任に藤井眞樹氏(国立情報学研究所)が就任した。

#### [検討事項]

##### NCR 改訂について

配布資料に基づき、各委員から作業の進捗報告があり、想定される問題点や検討事項等について意見交換を行った。典拠形アクセスポイントについては、資料 4 により作業のスケジュールが提示された。

- (1) タイトル (資料 2) (河野委員)

- ・継続資料に特有であるキータイトル (key title) 前誌タイトル (earlier title proper) 後誌タイトル (later title proper) の扱いについて、現段階では以下のように位置づける。  
キータイトルは現在の NCR でのエレメント化されているため、引き続きエレメントとして扱う。  
variant title に対して、今の段階では「異形タイトル」と捉えておくことにする。  
前誌タイトルおよび後誌タイトルは異形タイトルに含めず、別のエレメントとして設定する。  
略タイトル (abbreviated title) の内容について、ISO や SIST に基づいた表記を行っているものを指すのか、情報源に示されている省略されたタイトルのことを指すのかどうかを RDA で確認する必要がある。
- ・現在の NCR では注記扱いだった内容が新 NCR ではエレメントとなることもありうる。その結果、エレメントが現在の NCR よりも増加することが予想される。
- ・情報源について、以下にあげる点を確認した。情報源に関しては、RDA では簡略されている。新 NCR も RDA にならい簡略化する方向で進めていく。  
    標題紙が複数ある場合の規定が必要となる。これは現在の NCR ではこのような規定がされていないこと、資料全体が情報源となりうる場合とそうでない場合 (資料以外から情報源を得る) がある事例が多く見られるためである。  
    規定以外の情報源 (例: 欄外、見出し、レーベル (録音資料) ラベル (映像資料) タイトルフレーム、タイトル画面) の用語について、用語集の作成と並行して整理していく。  
    情報源の構成として、(a) 記述総則で概要を説明したうえでタイトルの情報源を示す (ここでひと通りの情報源を示しておく) (b) 項目ごと (例: 出版、形態) に情報源を示すといったものが現段階で考えられる。
- ・タイトルに誤りがあった場合の対応について現状を整理した。  
    RDA では誤りがあっても (誤りと認識していても) 本タイトルとして記録する。ただし、継続資料では直した (正しい) ものを本タイトルとする。  
    NCR では直したものを本タイトルとして記録し、直す前のタイトルは variant title として扱う。  
    上記の点について、新 NCR では現状維持なのかあるいは RDA に従うかを検討する必要があるが、現段階では現状維持とする。
- ・variant title の範囲について現状を整理した。  
    どこまでを variant title とするのかを検討する必要がある (例えば原タイトルも含めるのか)。

統一タイトル (uniform title) および MARC21 のフィールド 243 「collective uniform

title」(に相当する内容)については典拠で扱うことになるので、ここでは対象にしない。

NII で設定している異なるタイトルの種類に該当するフィールドを確認し、variant title の範囲を確認した。

variant title は本タイトルの variation という見方をする。つまり、訂正したものを本タイトル、訂正前のものを variant title とする。

#### (2) 責任表示(資料1)(木下委員)

- ・どこまでを責任表示の範囲としてするのかを ISBD、RDA を参考に整理する必要がある。また、記録しなかったものをどうするのかも考慮する。そうした検討は役割表示について考慮する材料となる。
- ・版に書かれた責任表示をここで扱うかについては現段階では保留する。

#### (3) 注記(資料3)(平田委員)

- ・現在の NCR における版表示の情報源に関する注記の内容は、版および書誌的来歴の事項でエレメント化が可能と思われる。これについては情報源の規定の内容に左右されるため、現段階では保留する。
- ・版および書誌的来歴に関する注記について、現在の NCR ではひとまとめになっている。版表示と書誌的来歴を切り離した方がよいと思われる。ただし、エレメント化するかどうかは現段階では保留する。
- ・電子資料の最新アクセス日時については、いずれかの書誌的事項でエレメント化する。ここで扱うかは ISBD と RDA の内容を確認したうえで今後検討する。
- ・他の資料との関連に関する注記は、関連に関する事項で扱う(例えば、原著第3版の翻訳)。関連に関する事項のエレメントで記録しきれない事項については、「関連に関する注記」をエレメント化し、そこで記録させるようにする。

#### (4) 典拠形アクセスポイント(資料5)(古川委員)

- ・ユニット B「資料に対する AAP 総則」について以下のことを確認した。

目録作成者への指針として典拠形アクセスポイントの機能に、(ア)特定の資料を発見する手がかり(本来の役割)(イ)特定の資料と結びつく資料を発見する手がかり(識別子としての役割)(ウ)特定の資料を主題とする資料を発見する手がかり(件名としての役割)の3つを挙げる。

RDA では体现形と個別資料に対する典拠形アクセスポイントの規定がない。この点は JSC の動向を踏まえて確定することとして、現時点では保留とする。

- ・ユニット C「著作に対する AAP 総則」について以下のことを確認した。

RDA では、複数の著作から成る資料も、一つの著作とみなす。

著作に対する典拠形アクセスポイントを識別するための付加要素として、RDA では刊行団体や成立年を挙げている。しかし、これらは著作に関するものとして捉えられるのが疑問であるため、代用という位置づけと考えた方がよい。

共著の典拠形アクセスポイントに関し、RDA には（ア）主要な 1 人のみ挙げる、（イ）全員挙げるという 2 つの規定があり、前者を本則としている。

新 NCR は雑誌論文を考慮すれば、逆に（イ）を本則、（ア）を別法とする方が適切である。ただし、全員記録することになると、典拠コントロールの対象が増加するという恐れもある。この点も今後の検討課題といえる。

団体が関与する著作としていくつかのカテゴリーが考えられる。カテゴリーの説明文中の用語、特に法律上の著作については、日本の実情にあわせた用語を検討する必要がある。

- ・ NCR「付録 4 無著者名古典・聖典統一標目表」の扱いについて、削除することも一案である。その一方で、外国の無著者名古典に対する統一標目を考える際の材料となりうるため、もし資料として示すならば、参考資料の位置づけとする方がよい。

#### 次回以降の予定

5 月 19 日（土）、6 月 23 日（土）

6 月の予定は後日決定する（補記：30 日（土）に決定した）。